エ　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。なお、上記①に示す工事種別に対応する登録基幹技能者講習の種類については、入札説明書別添の「登録基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類について」による。

オ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

カ　上記アからエまでについて確認できる書類を第一次審査資料に添付すること。その添付がされない場合は、入札に参加出来ないことがある。

④　建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、工事監督を支援した実績の場合は、次の①及び③の要件を満たすものとする。また、自ら工事監督を行った実績の場合は、次の②及び③の要件を満たすものとする。

①　東北地方整備局における令和７・８年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　東北地方整備局における令和７・８年度「一般土木工事」又は「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

③　平成27年４月１日以降に下記の条件を満足する同種工事の工事監督を支援、又は、自ら工事監督を行った実績を有すること。

ア　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務及び台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、上記⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　東北地方整備局における令和７・８年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　東北地方整備局における令和７・８年度「維持修繕工事」又は「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

⑺　その他企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、上記⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　競争参加資格有りの通知を受けた応募者（以下「入札参加者」という。）は入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は合格とし、一項目でも充足しない場合は失格とする。

②　事業提案のうち東北地方整備局が特に重視する項目（内容点項目）について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点（最高点700点）を付与する。

③　賃上げの実施に関する項目（内容点項目）として内容点（最高点37点）を付与する。

④　上記②、③の合計点（最高点737点）を最高点700点に換算し、これを内容点とする。

⑤　入札価格が最低である者を第１位とし、価格点の満点である300点を付与する。その他の入札参加者の価格点は、第１位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。

⑶　上記⑴において、落札となるべき最も高い総合評価値の入札をした者が二者以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線2526

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

令和７年10月９日から令和８年１月８日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし、最終日は正午までとする。

上記⑴において、発注者が所有する記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）の貸与により交付する。

⑶　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は、令和７年10月９日から令和７年11月５日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は上記⑴に同じ。提出方法は持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。（以下同様。）。

⑷　見積書の提出　積算に反映させるための見積書を下記に従い提出すること。

①　期間：上記⑶に同じ。

②　場所：上記⑴に同じ。

③　方法：電子メールにより提出すること。

なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。また、電子メールにて提出した後、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を持参、郵送又は託送により提出すること。

⑸　入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は競争参加資格の通知日の翌日から令和８年１月８日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。提出場所は⑴に同じ。提出方法は持参、郵送又は託送によるものとする。

⑹　開札の日時及び場所　開札は令和８年２月13日11時00分。仙台合同庁舎Ｂ棟東北地方整備局入札室にて行う。